

【別紙】

奈良県制度融資

新型コロナウイルス感染症対策制度の無利子・無保証料化について

拡充内容

		金利		保証料率	金利		保証料率
経営環境変化・災害対策資金		5年以内 1.775% 5年超 1.975%		0.45% ~ 1.56%	0% (県が負担)		
セーフティネット対策資金	4号	【所定枠】	金融機関所定金利	0.70%			
	5号	【固定枠】	5年以内 1.775% 5年超 1.975%	0.63%			
大規模経済危機等対策資金		【所定枠】	金融機関所定金利	0.60%			
		【固定枠】	1.675%				

※【所定枠】も利子補給の対象とする(補給率の上限は2.175%)

※融資期間、融資限度額は変更なし

※経営環境変化・災害対策資金については、

知事が定める社会的要因「新型肺炎(新型コロナウイルス)による影響」に限る

適用期間

令和2年3月30日～令和3年1月31日

※2月7日以降の保証申込分から遡って適用可

※令和3年1月31日までの融資実行分が対象

借換について

・経営環境変化・災害対策資金

・セーフティネット対策資金(4号)及び(5号)

→奈良県信用保証協会の保証付融資(県制度融資を含む場合に限り)からの借換可

・大規模経済危機等対策資金

→奈良県信用保証協会の保証付融資からの借換可

認定について

・セーフティネット対策資金(4号)及び(5号)

・大規模経済危機等対策資金

→売上高等の減少について市町村長の認定が必要